

論文審査報告の結果の要旨

論文提出者氏名 浅野 豊美 (あさの とよみ)

論文題目 帝国日本の植民地法制 ——法域統合と帝国秩序

提出論文は、日本の帝国法制の起源・展開・崩壊の諸相を、国際関係史的視点から検討したものである。西洋諸国が「無主地」先取の原則に従いながら、主権国家を形成した地域の外側に向けて拡張したのに対して、日本の周辺地域には開港場・居留地が既に存在し、治外法権特権を有する西洋人が居住していた。日本帝国の膨張は、西洋諸国の居留地制度を代替し、帝国法制のなかに組み込むことによって行われた。本論文は、このような「植民地版条約改正」を通じて形成された帝国法制の構造と展開を実証的に解明した、800頁近い大著である。提出論文の構成及び要旨は、以下の通りである。

序論で、帝国法制研究の意義・研究史・方法論の検討がなされた後、第一編「台湾の領有と住民の地位」では、陸奥条約改正が準備される過程で台湾が領有されたため、帝国法制の基軸となる「法域」の原型が、属人法をその内に宿して形成されたことが検討される。台湾人への国籍付与過程で、日本の国籍法は、法的権利と国籍が一体となった市民権としてではなく、法的権利・市民権とは分離されたものとして台湾に施行されたこと、その法的権利に関しては、台湾の領域内で日本の民法・刑法等が「依用」される一方、台湾「本島人」の民事・刑事は旧慣に「依ル」こととされ、依用された民事・刑事の法体系から属人的に分離された法領域が形成されたこと、その例外は「土地」という単位法律関係であり、旧慣に依拠した属地的法制がそこには導入されたこと、などが指摘されている。

第二編「保護下韓国の条約改正と帝国法制」は、従来取り上げられることのなかった工業所有権関連法令を中心に、韓国を台湾同様の帝国法制の基本型の中に包摂しようとする併合路線とは質的に異なるものとして、伊藤博文統監によって追求された保護路線を論じている。ハーグ条約前において保護下の法制整備の原理とされたのは、日本の指導性を承認するという原則の下ではあったが、一定の水平的な地域的結合を治外法権廃止によって実現し、国内の内政を国際行政的枠組みで統合するという路線であった。更に、ハーグ事件以後においてさえ、韓国で初めての工業所有権に関する治外法権廃止を、アメリカに対して実現する際には、法令の形式を韓国法律施行に求め、裁判管轄権のみを日本裁判所とする案が検討されていた。それらは実現しなかったものの、伊藤が認めた特許法や商標法等を勅令で韓国に施行するという法令形式と日本裁判所による裁判管轄権は、あくまで暫定的なものであった。併合への過程で、日本法の勅令施行方式は、工業所有権のみならず民事・刑事の基本法制にまで拡大されてしまうが、それでも、伊藤が承認した「併合」は、

明治憲法体制の中に司法権独立を保った状態で韓国を編入しようとするものであり、統監や総督から独立した併合後の韓国最高裁判所構想がそれを支えていた、と述べられている。

第三篇「帝国法制の構造と展開」は、「法域」、およびそこに所属する集団ごとの属人法（「人域」）に分かたれた帝国法制の全体構造を、1918年制定の共通法の機能との関連から分析している。共通法により内地の民刑事法令と、外地に依用された民刑事法令とが「連絡」され、それによって内地人中心の実定法が、例外部分を除いて全土に施行されたような状態が作り出された一方、外地人に適用される旧慣は、制令・律令で一定の範囲に制限され実定法化されることのない状態が作られた。また、外地の法域は住民の代表に由来する立法機関を有せず、内地の帝国議会に代表を送るための選挙区も存在しない点で、弱い法域であり、現地の住民のみならず本国の議会にも責任も負わない行政制度が外地には築かれ、司法制度も内地の大審院とは切断された。また、戸籍法令によって、属人法を埋め込んだ法域にヒトが帰属させられ、ヒトの所属する地域が「個人」のみの意志では変更できないが故に、公法分野であるべき徴兵、公務員給与、刑事法、教育法において、帝国全土に属人法が波及することとなった。ヒトが地域に家制度を媒介として所属するシステムが作られ、個人の意志は婚姻や養子等の身分行為を通じてしか「家」に及ぼせず、外地法域内部には属人法が存在していたため、共通法は、形式上の準国際私法ではなく、属人法を基礎とする人際法的性格をも合わせ持った、と結論づけられる。

第四編「帝国秩序としての日満特殊関係と満洲国国籍法の挫折」では、満洲国が独立国として民族自決主義による建国理念を必要としたため、法域の直接的拡大としてではなく、日満特殊関係の形成という形で条約改正が達成された過程とその帰結が論じられている。満洲国条約改正は、在満日本人の実質的二重国籍状態を通じて、日本帝国の属人主権を満洲国の領域主権に優越させ、日満司法共助や日本の民事諸法令の満洲国法制への依用によって、実質的に満洲国を帝国内部の「弱い法域」同様の存在としていった。また、満洲国に所属する漢人・満人・蒙古人のみを対象として、満洲国親属継承法が作られたことにより、その適用を受け二重国籍を有しない「満洲国人」が定義された。満洲国に在住する日本内地人、朝鮮人、台湾人は、あくまで日本国籍を失わず、二重国籍によって併合以上の特権を享受した。このように、日満特殊関係の形成は、属人主権を利用して在外日本人の移住と居住を保護するという帝国法制の基本原理の延長線上にあり、それが満洲国の領域主権の空洞化と帝国秩序内部への満洲国の編入と法域化をもたらしていったのである。

第五編「大東亜広域秩序建設と日本帝国最後の再編」は、戦中期に展開された朝鮮と台湾への衆議院議員選挙法改正過程を中心に、「大東亜共栄圏」下の帝国再編を分析している。朝鮮人と台湾人の処遇改善の必要性は、民族解放政策をめぐる連合国との競合という文脈からも認識されていたが、法域撤廃や総督府制度廃止も実行はされず、また、内務省を中心とする内地の生活感情秩序を優先すべしとの主張によって、共通法秩序を修正し転籍を可能とする案も否定された。参政権そのものも、朝鮮と台湾においては国税納入額による制限選挙にとどまり、帝国の再編は整合性を欠いたものとなったことが指摘されている。

第六編「帝国から国際関係へ」では、敗戦によって民間人を含めた植民地からの引揚がGHQによって命令された際に生じた引揚者が保有していた在外私有財産の問題をとりあげ、帝国法制の上に存在していた錯綜する法的権利（財産・債権）を、戦争被害補償ともからめて、いかなる原則によって国際法的存在へと移し変えるのかという脱植民地化の原則をめぐる論争の一貫として、日韓国交正常化交渉の議論を考察している。あわせて、本編では、この論争の過程で、引揚者と財産の政治的性格をめぐる論争が封印され、国民すべてが「被害者」であるという戦争の記憶がそれを覆っていく過程を分析している。

上述の六編を受けて、結論では、本編の要約と各編相互の連関が再説されるとともに、本論文が扱った越境的な社会集団への法的制御が持つ国際関係論研究上の意義について、展望が述べられている。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は次のような点で評価することができる。まず、帝国法制という未開拓の主題を軸に、台湾領有から戦後の日韓国交正常化交渉までの長期間にわたる一貫した見通しを与えた点が挙げられる。従来の植民地史研究においても、法制の問題は軽視されていたわけではないが、これらの先行研究は、専ら憲法の植民地の施行という視角から、本国の植民地統治の文脈として法制を論じてきた。これに対して、本論文は、属人法と法域という帝国法制の基本原則に着目し、内地人・外地人・外国人というヒトの法的地位の区分と異法域間の調整機能を分析することで、個々の植民法制の叙述や比較ではない、帝国法制の有機的な機能を分析することに成功している。このことにより、通時的な見通しが可能になるとともに、治外法権や居留地制度のような国際関係史との関連で植民地史を論ずる視点を提供し得た功績は大きい。

第二に、これまでの植民政策や対外政策を扱ってきた政治史研究が、政治主体の競合関係に焦点をあてた結果、ともすれば日本の帝国統治体制を場当たりの妥協の産物として描く嫌いがあったのに対して、本論文では、帝国法制の構成をめぐる同時代の議論に焦点をあてることで、一貫した論理構造の抽出に努力が注がれている。法制度は、単なるイデオロギーではなく、また単なる政治勢力の力学の産物でもない。従来の研究では、軽視されがちな法規範としての論理的一貫性から、逆に、日本の帝国法制の構造を照射した点は、本論文の着眼の良さを示している。

第三に、このような帝国法制の基本原則に着目した結果、越境的な社会集団への法的制御が国際関係論研究に持つ含意が示唆されている点が挙げられる。本論文は、一次史料に沈潜した実証的歴史研究であるが、扱われた主題の一般的特徴を自覚している点で、著者の視野の広がりが見えるものになっている。

だが、提出論文にはいくつかの弱点と思われる個所も存在する。第一に、本論文では、二者択一的に扱われている帝国主義と地域主義は本当に対立的なものなのか、という問題がある。提出論文が対象としている時期の多くは、帝国再編期とも呼ぶべき時期であり、植民地帝国を相互扶助的な共同体と読み替える試みがなされた時期である。著者は、帝国

法制の未発の可能性として水平的な地域的結合関係を示唆するが、これらが、どこまで水平的な地域主義と見なしえるかについては、より慎重な配慮が必要なのではないか、という疑問は提示されるだろう。このことは、提出論文中恐らく最も論争的な箇所である、第二編の伊藤博文の韓国保護路線の評価とも関わる問題である。

第二に、帝国法制の論理構造に焦点をあてながら、長期間の歴史過程を追跡していく提出論文の視点は魅力的であるが、広範な対象に手を染めた結果、マクロ的な帝国法制の論理構造を扱った箇所と、ミクロ的な帝国法制の立法過程を扱った箇所が、未分化なまま混在しているように思われる部分もある。本論文のような大作に対しては望蜀の感もあるが、史料の引用や叙述の際、帝国法制を補助線として引く描きかたがより陰影に富んだものであれば、本論文の魅力は更に増したものと思われる。

しかしながら、これらの点は本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。総じて、本論文は、帝国日本の植民地法制に国際関係史的視点から切り込んだ貴重な研究であり、学界に対して多大な貢献をしたものと認めることができる。以上の点から審査委員会は、本論文の提出者は、博士（学術）の学位を授与されるのにふさわしいと判断する。